

**【介護保険】料金表**

| 内容                               |  |  | 料金         |        |        |
|----------------------------------|--|--|------------|--------|--------|
|                                  |  |  | 訪問看護       | 介護予防   |        |
| 基本区分<br>(准看護師は<br>所定金額の90%)      | ・早朝(6~8時)と<br>夜間(18~22時)<br>は25%増<br><br>・深夜(22~6時)<br>は50%増   | 看護師等   | 20分未満      | 314円   | 303円   |
|                                  |  |  | 30分未満      | 471円   | 451円   |
|                                  |  |  | 30分以上60分未満 | 823円   | 794円   |
|                                  |  |  | 60分以上90分未満 | 1,128円 | 1,090円 |
|                                  | 理学療法士・<br>作業療法士等   | 20分以内  | 294円       | 284円   |        |
|                                  |  |  | 1日3回目より    | 265円   | 142円   |
| 訪問回数超過等減算                        | 理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合。   |  |            |        | 1回 -8円 |
| 退院時共同指導加算                        | 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当ステーションの看護師が在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。   |  |            |        | 600円   |
| 初回加算(Ⅰ)                          | 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。(過去2か月間訪問看護を受けていない場合で新たに訪問看護計画を算定した場合も同様)。ただし、退院時共同指導加算を算定した場合、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は算定いたしません。  |  |            |        | 350円   |
| 初回加算(Ⅱ)                          | 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。(過去2か月間訪問看護を受けていない場合で新たに訪問看護計画を算定した場合も同様)。ただし、退院時共同指導加算を算定した場合、初回加算(Ⅰ)を算定している場合は算定いたしません。 |  |            |        | 300円   |
| 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)<br>(月1回) ※          | ・利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、さらに計画外の緊急訪問を必要に応じ行います。<br>・緊急時訪問における看護業務の負担を軽減する為、連絡相談を支援する職員が配置されています。  |  |            |        | 600円   |
| 特別管理<br>加算<br>(月1回)              | 特別管理<br>加算Ⅰ  | イ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者管理指導を受けている、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態。   |            |        | 500円   |
|                                  | 特別管理<br>加算Ⅱ  | ロ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。<br>ハ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。<br>ニ) 真皮を越える褥瘡の状態。<br>ホ) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。 |            |        | 250円   |
| 長時間訪問看護加算                        | 特別管理加算の対象の利用者に対して所要時間60~90分(計画)の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算した時間が90分以上となったときに算定します。   |  |            |        | 300円   |
| 複数名訪問加算Ⅰ<br>(2人以上による訪問看護を行う場合) ※ | 1.利用者の身体的理由により1人の訪問看護師による訪問看護が困難なとき。<br>2.暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があるとき。<br>3.その他利用者の状況等から判断して、1または2に準ずるとき。<br>以上の条件なく、単に2人の看護師等が同行しても算定いたしません。                          | 看護師等と訪問  | 30分未満      | 254円   |        |
|                                  |  |  | 30分以上      | 402円   |        |
| 複数名訪問加算Ⅱ<br>(2人以上による訪問看護を行う場合) ※ |  | 看護補助者と訪問   | 30分未満      | 201円   |        |
|                                  |  |  | 30分以上      | 317円   |        |
| ターミナルケア加算 ※                      | 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。  |  |            |        | 2,500円 |

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割(料金表に定めるとおり)です。ただし、一定以上所得のある65歳以上の方については、負担割合が異なります。※の項目については利用者又は家族等の同意を得て算定します。

- その他の利用料
- ・交通費は無料です。・支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担。
  - ・エンゼルケア 10,500円(死化粧、死後処理)。
  - ・日常生活上必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費を頂きます。